



# 山形県公報

平成24年12月7日(金)  
第2400号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……1341
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……1342
- 民有保安林の指定……………(森林課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1343

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(子ども家庭課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1344
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……1345

## 告 示

### 山形県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|--------------------------------|---------|--------------|
| 有限会社ライフ            | デイサービスセカンドライフ<br>新庄市大字鳥越999番21 | 通 所 介 護 | 平成24. 11. 26 |

### 山形県告示第1125号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|--------------------------------|----------|--------------|
| 有限会社ライフ              | デイサービスセカンドライフ<br>新庄市大字鳥越999番21 | 介護予防通所介護 | 平成24. 11. 26 |

**山形県告示第1126号**

三郷堰土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年11月28日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所  
天童市役所
- 縦覧に供する期間  
平成24年12月17日から平成25年1月18日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1127号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町菅里字菅野南山159の1
- 指定の目的  
飛砂の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 112号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|----------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 酒田市宮野浦字飯森山西18番203から<br>同 山居町二丁目58番20まで | 旧    | 87.2メートル<br>} 10.4 | 2,249メートル |
| 同 上                                    | 新    | 87.2メートル<br>} 10.4 | 同 上       |

**山形県告示第1129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市宮野浦字飯森山西18番203から  
同 山居町二丁目58番20まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月9日

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県母子寡婦福祉資金システム償還金振替口座追加等に伴うシステム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成24年12月26日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県母子寡婦福祉資金システム償還金振替口座追加等に伴うシステム改修業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成25年2月28日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
  - (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2263

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年12月19日（水）までに山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成25年4月7日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOVIE ON やまがた

山形市嶋北一丁目2番2号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称           | 所 在 地       |
|---------------|-------------|
| MOVIE ON やまがた | 山形市河原田58番地1 |

（変更後）

| 名 称           | 所 在 地        |
|---------------|--------------|
| MOVIE ON やまがた | 山形市嶋北一丁目2番2号 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------------|---------|
| 福田アセット&サービス株式会社 | 新潟県新潟市中央区西堀通二番町778番地 | 樋 口 孝 夫 |

（変更後）

| 名 称          | 住 所          | 代表者の氏名  |
|--------------|--------------|---------|
| 株式会社MOVIE ON | 山形市嶋北一丁目2番2号 | 吉 村 和 文 |

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年4月7日
- (2) 2の(2)に掲げる事項 平成24年11月13日

4 届出年月日

平成24年11月21日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年4月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事、山形県教育委員会委員長及び山形県病院事業管理者から、平成24年9月25日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。  
平成24年12月7日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項          | 措 置 の 内 容                                                                   |
|-------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁総務企画部 | 支出事務が適切でないものがある。 | 支出事務の執行にあたっては、支払状況一覧表を作成して複数職員が業務の執行状況を把握するなど内部チェック体制を強化し、支払が遅延しないよう改善しました。 |

|               |                       |                                                                                                  |
|---------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁建設部     | 支出事務が適切でないものがある。      | 完了検査終了後の支払遅延を防止するため、速やかに請求書を提出するよう業者に依頼するとともに、複数職員が随時未請求の確認を行い、請求が行われるまで催促をするよう改善しました。           |
| 最上総合支庁産業経済部   | 補助金の交付事務が適切でないものがある。  | 補助金の交付事務にあたっては、業務の進捗状況を進行管理表を用いて複数職員で適時確認するよう体制を整備するとともに、進行管理表を所属に掲示し、進捗状況を共有できるよう改善しました。        |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 補助金の交付事務が適切でないものがある。  | 補助金事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、事務処理進行管理の複数職員による確認を徹底するよう改善しました。                                   |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 補助金の交付事務が適切でないものがある。  | 補助金の交付事務にあたっては、事務執行チェックリストを用いて所属内において処理状況の確認を行い、実績報告書受理後速やかに現地調査を行い額の確定を行うよう改善しました。              |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 支出事務が適切でないものがある。      | 委託料の支出事務にあたっては、定期的に各担当者の事務処理状況を確認しあうとともに、進捗状況を複数職員が随時確認するよう改善しました。                               |
|               | 契約の締結又は履行が適切でないものがある。 | 契約事務にあたっては、定期的に各担当者の事務処理状況を確認しあうとともに、進捗状況を複数職員が随時確認するよう改善しました。                                   |
| 総務部税政課        | 支出事務が適切でないものがある。      | 支出事務にあたっては、所属内で共有できる点検・管理チェックシートを作成し、定期的に複数職員が進捗状況を確認するよう体制を整備し改善を図りました。                         |
| 農林水産部畜産課      | 支出事務が適切でないものがある。      | 旅費の支給事務にあたっては、職場内に遅延防止の掲示を行うとともに、複数職員による旅行命令や復命書作成の確認を行うよう改善しました。                                |
| 子育て推進部子ども家庭課  | 補助金の交付事務が適切でないものがある。  | 補助金の交付事務にあたっては、チェックシートを作成し、書類の処理状況を随時確認し、出先機関との間で互いの事務処理状況を確認しあう等改善を行いました。                       |
| 高校教育課         | 収入事務が適切でないものがある。      | 国庫補助金の収入事務の執行にあたっては、関係職員が業務全体の日程について情報を共有し、複数職員による事務の進捗管理を行うよう事務処理体制の改善を行いました。                   |
| 鶴岡病院          | 支出事務が適切でないものがある。      | 赴任旅費の支払いについては、年度初めの業務が重なる時期であるため、支給事務が滞ることのないよう、複数職員でシステムへの入力状況を確認することにより、今後とも支払いの遅延防止に努めてまいります。 |